

3. 法学部

I	法学部の研究目的と特徴	3-2
II	「研究の水準」の分析・判定	3-3
	分析項目 I 研究活動の状況	3-3
	分析項目 II 研究成果の状況	3-5
III	「質の向上度」の分析	3-7

I 法学部の研究目的と特徴

- 1 法学部は、法律学および政治学が中核に置く個人の尊厳を保障するという視点に立ち、人権を擁護するための理論構築に努める一方、国際社会を構成する各国の歴史・文化・価値観の違いを理解しつつ、人権尊重の理念に基づいた国際社会に共通するルールの形成に寄与することを研究の目的とする。このような研究目的の設定により、地域や世界の着実な発展や平和に貢献するという新潟大学の基本的な目標とともに、研究成果の社会への還元や世界に開かれた高水準の研究といった第二期中期目標において掲げられた目標を達成しようとする。
- 2 このような目的を実現するため、法学部は、人類の歴史的発展の中で蓄積されてきた叡智を継承し、将来の展望を見据えて人類の幸福に寄与する新たな知の創造を行う。この知の創造という営為は、以下のような目標を設定して具体化される。
 - ① 法化社会において生じる法現象を的確に理解し、法的紛争の適切な処理や法的秩序の分析を行い社会に不可欠な規範のありかたを探る研究を行う。
 - ② 個人の尊厳という理念を実現するために、人文社会科学のみならず自然科学の知見をも取り入れた学際的視点にたつ研究を行う。
 - ③ 多様化する社会に成果を還元し、国際社会ならびに地域社会に貢献できる研究を行う。
- 3 このような目標は、先端的な問題だけではなく、国内外の地域性に焦点を当てた研究、あるいは法律学や政治学などの基礎的な研究を対象として具体化される。また、研究を具体化する手法として、国内・国外の研究者と協力して学際的な共同研究を推進するとともに、裁判所や弁護士会あるいは行政庁などの実務家ならびに民間機関と協力しながら共同研究を促進することに留意している。
- 4 こうした研究対象や研究手法を通じて、法学部教員による研究活動は、日本国民だけでなく国際社会にも還元される。具体的には、教員が各自所属している国内外における学会活動はもちろん、中央政府や地方自治体などにおける各種審議会や委員会への参画、訴訟活動における弁護士との意見交流や意見書の提出を通じた弁護士との連携、あるいは一般市民や学部卒業生の参加を認めている研究会活動を通じて、研究の成果をたえず社会に向けて発信している。
- 5 以上のような研究の対象及び手法に加え、長年培ってきた学部としての特徴でもある、どの領域に関してでもだれもが自由闊達に発言することのできる雰囲気の下で、多様な研究会が組織され、しかも長い年月にわたり継続的に運営されている。

[想定する関係者とその期待]

法学部が想定する関係者は、第一に、研究成果を反映できる教育の受益者たる学生などである。法学部の教育は、常に新しい事象への対応を顧慮しつつ行う必要があり、その観点からも常に新たな研究による知見に基づいて行わなければならない。この点で、研究成果の深化が期待されているといえる。第二に、研究成果を還元すべき地域社会をはじめとする国内外の市民及び諸機関である。法律学および政治学は、理論的なものもとより実務的な内容の研究領域を対象としており、地域、さらにはそれを超えた領域における政策の策定や市民への新たな知見や実務的情報の提供が求められている。第三には、学会をはじめとする各研究領域の研究者集団である。それぞれの研究分野において研究報告や論文公表、その他の情報交換の機会を通じて、基礎的な内容から先駆的な性質に至る研究者集団の研究水準の向上への寄与が期待されている。

II 「研究の水準」の分析・判定

分析項目 I 研究活動の状況

観点 研究活動の状況

(観点に係る状況)

法学部では、研究活動に関する自由な雰囲気の中で、各教員が法学部の研究目的あるいは理念の独自の研究関心と研究手法でそれぞれのテーマに沿って研究を深めている。特に国際性の強い研究や地域貢献を目指す研究、また実務との架橋を志向する研究が継続的に行われている。その研究活動の形態は法学研究の性質上、個人研究の様式をとることが多いが、最近では共同研究として『地域』概念の公法学的検討が実務法学研究科とともに進められ、個別テーマにつき行政法・憲法・行政学などの分野横断的な共同研究の方式も採用され始めている。

個人研究については、『契約内容』類型の構築と展開、「会社法罰則処罰根拠の再構築」など、法律および政治に関する理論的な研究にとどまらず、科学研究費補助金『自分のための』司法参加～パブリックリーガルエデュケーションの導入を手掛かりとして」など、国際社会の状況を踏まえたくて実務との架橋を志向する研究など、幅広い研究が行われている(資料1)。これらの研究遂行のために、短期・長期の海外研修に基づく在外研究や海外調査などが毎年度15件程度行われ(資料2)、国際的な視野に基づく研究の推進に努めている。その成果として毎年安定した研究業績を公表しているが、とくに国際学会における報告や国際的な学術誌などにおいて「両種国家意識」や「Legal and Social Circumstances of Same-sex Marriage in Japan」などで、中国語や英語をはじめとする外国語での研究成果が公表されている(資料3)。また、個人研究の成果は、各教員による数多くの講演や学外での公的委員としての活動、さらには啓蒙的な著作物の刊行などの形で社会に還元されている。

共同研究については、法学部教員および実務法学研究科教員から構成される新潟大学法学会が定期的に開催する「法学会研究会」がある。すでに310回を超える研究会が実施されており、学内スタッフだけでなく、学外研究者や実務法曹、外国人研究者を招聘して研究活動を継続的に行っている。さらに、「ジョイント国際セミナー」ではドイツ・イギリス・カナダ・ベトナム・韓国の研究者との共同研究を、「日加シンポジウム」ではカナダ・アルバータ大学の研究者との共同シンポジウムを行うなど、国際的な共同研究を進めている。このほか、分野ごとに「公法研究会」、「社会法判例研究会」、「民事法研究会」、「家族問題研究会」が開催されている(資料4)。これらの研究会では、基礎理論的研究のほか、判例研究を通じ実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究が行われている。さらに、平成24年度より本格的に始動した家族問題研究会では、法解釈学的な研究のほか、法社会学的な手法を用いた研究も行われている。

資料1 科学研究費補助金の獲得状況

研究種目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
基盤研究(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
基盤研究(C)	5	0	4	2	3	0	2	1	5	2	7	0
挑戦的萌芽研究	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若手研究(B)	5	3	4	1	7	2	5	3	4	1	1	0
研究成果公開促進費	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
合計	11	3	8	3	10	2	7	4	10	4	9	0

資料2 在外研究の状況

	渡航先・渡航人数	合計人数(実数)
平成22年度	ドイツ2, オーストリア1, スロバキア1, アメリカ1, 英国4, 中国1, 台湾1, カナダ1, スウェーデン1, オランダ1, 韓国1	15 (8)
平成23年度	ドイツ1, カンボジア1, ベルギー1, フランス2, 英国2, 韓国2, カナダ2, 中国1, ネパール1, ベトナム1	14 (6)
平成24年度	ドイツ3, カナダ3, フランス1, ベルギー1, オーストラリア1, カタール1, 韓国3, 英国2, 中国1	16 (10)
平成25年度	ドイツ2, 英国2, アメリカ1, カナダ1, 韓国1	7 (6)
平成26年度	ドイツ2, イタリア1, スロヴェニア1, 中国2, 英国2, 韓国1, カンボジア1, アメリカ1, フランス1, スイス1, カナダ1	14 (8)
平成27年度	ドイツ2, 英国4, フランス2, 中国2, 韓国1, オランダ2, シンガポール1	14 (7)

資料3 研究業績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
著書	13 (2)	5 (1)	9 (3)	10	25 (4)	13 (2)
論文	13 (2)	31 (3)	19	16 (2)	16 (2)	19 (2)
解説等	54	30	29	42	22	25
学会等報告	34 (3)	45 (6)	37 (6)	32 (5)	31 (6)	25 (2)
総計	114	111	94	100	94	82

(注) 著書のカッコ内は単著数, 論文・学会等報告におけるカッコ内は外国語によるものの数。

資料4 研究会開催状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法学会研究会	11	7	10	5	4	5
公法研究会	9	7	10	8	10	6
社会法判例研究会	7	4	3	1	1	2
民事法研究会	9	8	8	8	6	4
家族問題研究会	—	—	3	3	2	0

(注) 家族問題研究会は平成24年度より活動開始(なお平成27年度は事務局担当者不在のため, 実施しなかった)。

(水準) 期待される水準にある
(判断理由)

国内のみならず国際学会での報告や国際雑誌での論文公表も安定的かつ継続的に行われている。学内における研究会活動も着実に開催される一方, 問題関心の多様化・進化に伴い新たな研究会も本格始動している。また研究会活動においても国際的な研究活動を進めている。また学際的な研究や地域性に焦点を当てた研究も進めている。

以上の点から, 研究活動の実施状況は, 本学部の研究目的・目標に照らして, 想定される関係者により期待される水準にあるものと判断した。

観点 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
--

該当なし

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)

(観点到に係る状況)

法学部の研究目標は、個人の尊厳を保障する視点に立ち、歴史・文化・価値観などを踏まえた国際社会ならびに地域社会に貢献できる研究を行うところにある。そこでは、基礎的研究のみならず、先端的な研究を行うことも重要とされる。また、研究成果の公表は国内の学会・雑誌のみならず国際学会・雑誌で行われている(資料3, 3-4頁)。

個人の尊厳を保障する視点との関連では、近年増加している認知症高齢者や、知的・精神障害者などの自己決定が困難な者の法的支援のための制度構築の必要性が認識されているが、この点についての基礎研究として「判断能力の不十分な成年者に関する私法上の制度とその基本原理の研究」がある。同研究は成年後見制度に関する理論的成果として学会で取り上げられているのみならず、実務家の教材として用いられることを通じて実務への影響も与えている研究である。また新潟県人事委員会に対して意見書を提出したり、公立学校における規律斉唱に関する予防訴訟の原告団に対する講演などを通じて、現実の紛争に対し実務面で社会への具体的貢献を行う研究成果も提出されている。

また個人の尊厳を踏まえた先端研究として「医療等情報及びゲノムに関する法規制の研究」がある。同研究は「病歴」などの要配慮個人情報、また「遺伝子(ゲノム)」という個人の尊厳の根幹にかかわり、また現代社会における中心的関心事に関する理論的研究であり、国際雑誌への寄稿も含まれている。同研究は上記情報のような国際的な枠組の検討が求められる分野について、国際的な貢献を果たそうとするものであり、また同時に、国内においても個人情報保護法規が約2000個存在することに伴う弊害(「2000個問題」)を指摘して立法的対応を求めるという形で、社会への提言を試みている。また新たな技術として近年注目される3Dプリンタについては、その法的枠組みがいまだ整っておらず、論点の抽出作業から始める必要がある。「3Dプリンタの法的規制の研究」はこの分野に関する代表的な研究の一つであり、山下記念研究賞(情報処理学会)を受賞するなど、高い評価を得るものが見られる。

歴史・文化・価値観を踏まえた研究も多くみられ、法学分野では科学研究費補助金『「自分のための」司法参加～パブリックリーガルエデュケーションの導入を手掛かりとして』に基づく研究があるが、政治学分野では「通商の政治史」がある。同研究は歴史の観点と地域の観点、またコスモポリタンの・国際的観点を接点を探っており、「藤田賞」(公益法人後藤・安田記念東京都市研究所)を受賞するなど、同分野の貴重な研究成果となっている。

また、地域社会への貢献との関連では、「都市化の進展に伴う都市問題解決に必要とされる公権力行使を目的とする都市行政主体の誕生と発展に関する研究」がある。イギリスの都市行政から都市空間の管理手法を研究し、理論面から地域空間の再構築に寄与している。「自治体構造改革とリーダーシップに関する実証研究」は、地方の権限拡大とともに影響力を増している各地の首長の行政実績に関し、新潟県を含めて行われた実証研究であり、多くの単行書として研究成果が公表されている。これは学術的な内容を平易な形で紹介していることもあり、学会のみならず社会一般においても影響を与えている。

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

国際的な研究業績が継続的に公表されていることに加え、国内で公表された業績についても、高い評価を受けたものも少なくない。その内容は理論的研究から実証研究、基礎研究から先端研究まで多岐にわたる。また、その成果は学術的著作の形式のみならず啓蒙的な形でも行われ、社会一般に学術的成果を分かりやすく伝達する局面に至っている。地域社会への貢献も果たされており、期待される水準にあるものと評価する。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

「家族問題研究会」の本格始動に加え、とりわけ学術研究の国際化については、第1期においては二国間でのシンポジウムを行っていたが、第2期においては法学会研究会においてこれを超えて多国間でのシンポジウムであるジョイント国際セミナーを企画し、2回行った。また、家族問題研究会では法律学以外の分野との協働を図るなど、学際的な共同研究のための体制構築を進めている。

以上の点から、研究活動の状況の質は向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

該当なし